

今こそ市躍進の秋

心に明るく灯をともそう

昭和28年以來の思い出……①

財政難ク赤字々々と歎く市のお台所の愚痴話も、デフレ経済に悩む産業界の苦勞姿も、どうやら慢性になつたやうな今日この頃で、稍もすれば市当局のお互も、市民各位も萎靡沈滞勝ちならぬとも限らぬ有様であるが、一方氣を更えて考へて見ると、戦後十年、大村市の再建は着々と進行して行つて居るのである。最大の目標である火力発電所の建設も目途の間に迫つており、今こそ大いに張り切つて立市百年の大計確立に六万市民打つて一丸となつて勇往邁進せねばならぬ秋を迎へて居るのであります。

この意味で、この際過去数年間の「市政の歩み」を回顧して建設の跡を眺め將來の飛躍に備へることも徒事ではないと思われまふので、以下号を追つて昭和二十八年以降の主な市政上の出来事を略述して見たいと思ひます。

いづれも、その当時紙上で御紹介したものがかりで、云わば二番煎じのようなものではあゝが、上述のような意味で御愛讀を願へれば幸いです。

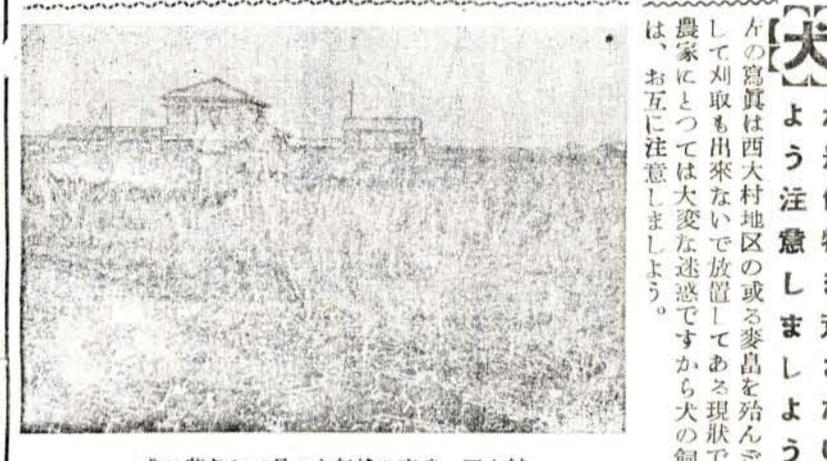
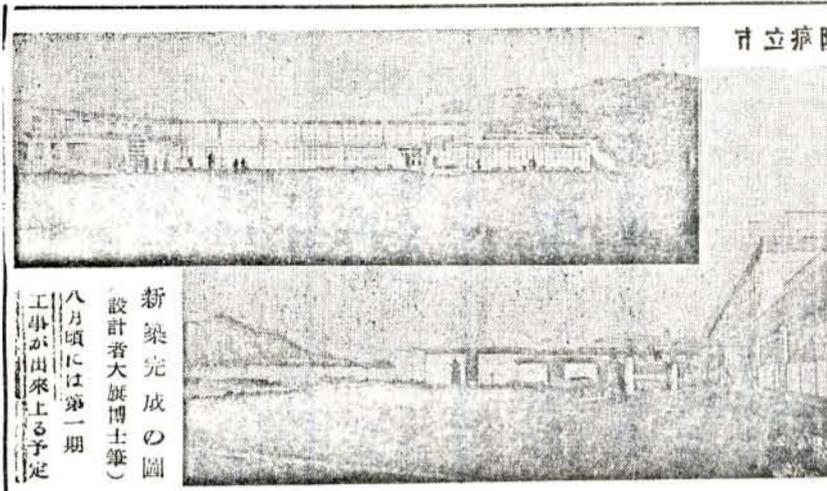
木場に豆水道

向木場部落は數百年來、水の悩み一帯に解決便を、かこつて來たが、海抜百米の高台に在る、これで、衛生的地元負担が、予算と努力の地元負担

向木場部落は數百年來、水の悩み一帯に解決便を、かこつて來たが、海抜百米の高台に在る、これで、衛生的地元負担が、予算と努力の地元負担

犬が農作物を荒さないよう注意しましょう

左の寫眞は西大村地区の或る麥畑を殆んど荒して刈取も出来ないで放置してある現状です。農家にとつては大変な迷惑ですから犬の飼主は、お互に注意しましょう。



八月頃には第一期工事が出来る予定

設計者大旗博士筆

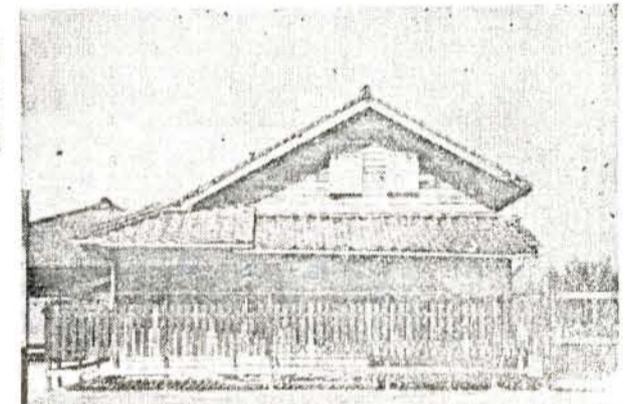
新築完成の圖

とで二十八年一月から着工、三月七日に市長以下関係者が参列して喜びの通水式を挙行した。技術指導は市の水道課で簡易水道とは云

年間の貸付790万圓 低利親切で市民に好評

民生の安定を公約した大村市長が先ず着手したのが公益質屋の開設であつた。西大村馬場中央小學校の側に大蔵省から小さな住宅を借り受け、二十八年度の二月十六日から看板を上げた。資本金は二百萬圓、月利三分の十五日期定借、一世帯に五千圓までの貸付であるが二十九、三十兩年度に各五十萬圓を増資して現在では三百萬圓の資本金である。従つて貸付金も二十七年度三十二萬圓、二十八年度三百七十五萬圓から二十九年度七百九十萬圓に上り、取り扱ひ件數も二十七年度三百四十九件、二十八年度四百七十二件、二十九年度約九千五百件と激増して居る。

その間二十九年度の四月から現在の辻田町元授産所跡に移轉して仲々の繁昌振りであるが利用者數を二十九年度について見ると労働者二八%、俸給生活者三六%、商工業者一〇%、農漁業者九%、その他七%、となつて居る。



寫眞は市營公益質屋

質草は衣類が壓倒的で二十九年度一萬八千点の中、衣類が一万六千点となつて居る。變つたところでは翠などもある。係員は大村さんという吏員夫妻、利息三分の上りで大體経費はトン／＼、資金は國からの起債で借入れであるので三十二年度までに償還することに流質はなるべくして貰わない方針であるが、止むを得ないものもあり本年二月、二回目納税者と税務署の間に

税の裁判所の話

協議團と苦情相談所

皆さんのうちには、税務署の課税や徴収が不当であると思つても、「泣く子と地頭には勝てぬ」という古い考えで、納得のいかにままに我慢して居る方もあると思ひます。しかし、こういう場合には、自分の意見を堂々と主張することが民主的な態度であり、このために、現在二つの道が開かれております。

その一は法律できめたる再調査、審査の請求という制度を利用する方法であります。その二は、國稅庁や國稅局にある苦情相談所を利用する方法です。この場合は、審査の請求があつたときに納税者と税務署の間に

起きた争いの解決に當る協議團と、納税者のあらゆる苦情を受け付けて処理する苦情相談所とがあるが協議團の長崎支部は「長崎市大黒町二五五大久保ビル」にあり、苦情相談所は協議團内に事務所を置いて、各地で巡回相談を、やつております(課早税務署)

タバコは市内で

道路の無断使用や河川の砂石を取るのはやめましょう

道路や河川敷内、各種の放置物や無許可占有等が多く、道路、河川を甚だしく損傷して居るやうに見受けられますので、雨期には特に御注意下さい。なお次のやうな事項に違反すると罰せられますから氣を付けて下さい。

○道路河川敷及び溝等には無許可で作業場、物干等の工作をしたり、又は新作をしないこと

○特に側溝を切つたり蓋石等を工作しないこと

○道路、河川敷、及び溝内には塵芥等を捨てないこと

○道路河川敷内の砂、石等を無許可で採取しないこと。(建設課)

住所や世帯に異動があつたときは必ず十四日以内に届出を

この七月一日は住民登録法が施行されてから満三年になります。この三年間に住所が變つて居る方を怠つて居る方、市外から大村市に轉入された時、市内で引越をされた時、或は世帯主が變つた時は、必ず十四日以内に市役所又は最寄りの各出張所に届出をすることになつて居ります。まだ届出をしていない方は今からでも、すぐに下の届出をしない方に

青色申告の特典

家族の事業専従者には、七万圓までの専従者控除ができます。更正決定等は、帳簿書類を調査して計算に間違いがある場合に限りされています。督促や滞納処分も制限されています。その他、種々の特典があります。委しいことは税務署に、お尋ね下さい。

△うっかりすると損をします!!

どの税金にも納期限があります。ウツカリこの期限を忘れると大変です。おくれただ日數に應じて余分に

人口の動き (5月中)

種別	人数	計	増減△
出生	102	542	84
転入	440		
死亡	38	458	
転出	420		

(課早税務署)

大村市の人口 (5月31日現在、自衛隊隊内居住者を除く)

區域別	世帯数	人			計
		男	女		
大村	3,270	7,542	8,336	15,878	
大西	4,212	9,357	9,801	19,158	
竹松	1,520	3,514	3,729	7,243	
松原	608	1,664	1,757	3,421	
福重	545	1,608	1,675	3,283	
笠原	587	1,667	1,708	3,375	
笠原	517	1,500	1,610	3,110	
笠原	316	892	1,021	1,913	
總數	11,575	27,744	29,637	57,381	
前月	11,575	27,669	29,628	57,297	
増減	0	75	9	84	